

ない坐り鍾馗……』

本学芸術資料館にはもう一つの竹内久一胸像がある。こちらは昭和八年十月に久一の息子竹内久雄および親戚岩田藤七によって寄贈されたもので、原型制作者は長愛之、铸造者は香取秀真。木台に載せられており、昭和二年十二月に完成した。もとは久一の家塾であった実成舎の同人たちが竹内家に贈ったものである。

### ⑨ 依嘱製作に関する規程の改正

昭和五年八月、依嘱製作に関する規程が次のように改正された。

物品製作依頼書

一〔空白〕

但仕様書、図面別紙ノ通

此製作代金〔空白〕

右貴校物品製作依頼者心得承知ノ上製作方及御依頼候也

住所〔空白〕  
氏名〔空白〕

昭和 年 月 日

東京美術学校長正木直彦殿

物品製作依頼者心得

一物品製作代金ハ前納トシ物品製作依頼書提出ノ際之ヲ納付スヘシ  
但製作代金多額ニ上リ且ツ竣功期日迄ニ多日子ヲ要スルモノハ便宜數回ニ分納セシムルコトアルヘシ

一物品製作中依頼者ニ於テ止ムヲ得サル事由アリテ中止解約ヲ申

出ツルトキハ既納ノ金額ト既ニ工事ニ要シタル金額トヲ相殺シ

納付済ノ金額ニ不足アルトキハ之ヲ追徴シ過剩ヲ生スルトキハ

之ヲ依頼者ニ返付シテ契約ヲ解除セシムルコトヲ得 但工事ニ

使用シタル現存材料ハ依頼者ニ引渡スモノトス

一天災其他抗拒スヘカラサル事故ニ依リ本校ニ於テ工事ヲ繼續ス

ルコト能ハサルトキハ既納ノ金額ノ内ヨリ既ニ工事ニ要シタル

金額ヲ控除シタル残額及ヒ工事ニ使用シタル現存材料ヲ依頼者

ニ引渡シ他ニ責任ヲ負ハス 若シ同上ノ事故ニヨリ製作中之ヲ

損傷シ回復スルニ製作代金ノ十分ノ二以上ノ増費ヲ要スルトキ

ハ其十分ノ二ヲ超過スルトコロノ金額ハ依頼者ノ負担トス

一製作物品竣成ノ上ハ本校ヨリ其旨ヲ依頼者ニ通知シ特別ノ契約

ナキ限りハ本校内ニ於テ之ヲ引渡スモノトス

(「自大正十年本校内規及取扱決議書類」)

### ⑩ 帝国議会議事堂裝飾の依嘱製作

昭和五年から六年にかけて、本校は大蔵省營繕管財局より新築中

の帝国議会議事堂(今の国会議事堂。昭和十一年完成)の議院本館

正面玄関ブロンズ柱及扉、正面内部ブロンズ両側扉、中央帝室広間

境ブロンズ柱及扉、貴衆両院ブロンズ柱及扉、議院本館大臣室外ブ

ロンズ柱及扉の铸造製作と取付工事、議院本館便殿及皇族室の漆塗

及乾漆、蒔絵を依頼され、近年にない大規模な依嘱製作を行なっ

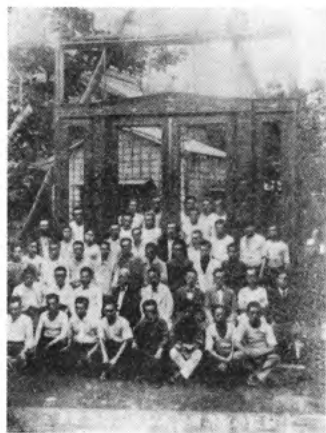
た。

铸造部門は昭和四年十一月、大蔵省營繕管財局より議院本館各扉

の完成完美を尽すことを期し、本校工作法に準拠してその仕様書を作成するよう依頼があり、正木直彦校長の指示のもと津田信夫と鈴木清がアメリカのペンブラス工場製作法及びゴーム製作法等を参酌して、工作仕様書及び鋳銅と延銅の材料合金の標準基準率を推定し大蔵省に提出、その後本校への依頼が正式に決定した。材料合金の製造は調査の結果、大阪府の住友伸銅鋼管株式会社製材アートプロセスが本工事所要の目的に該当することになり、津田が大阪に出張して地合金調製及び施工の打合せ等に数カ月を費した。翌五年



議事堂扉のうち中央玄関側面  
入口扉  
(衆議院憲政記念館提供)



議院本館中央広間境扉製作記念  
〔『東京美術学校校友会月報』  
第30巻第4号より転載〕

五月二十三日、大蔵省より議院本館各ブロンズ扉及び枠製作及び取付工事に関する公式委託書が本校に到着。その翌二十四日より公式に本依頼製作準備に着手し、五月二十八日付で正木校長より本製作主任を津田信夫に、担任を鈴木清に命じた。外に臨時依頼製作事務嘱託として玉置圭一と神崎孝作を採用し、製作助手に大久保寛造を雇い、数百人に昇る仕上師のまとめ役に赤祖父常次郎を雇った。

鋳造については鈴木清の報告書「本校の依頼を受けたる新議院用鋳銅工作に関する詳細なる経過及び施工実況」(『東京美術学校校友会



議事堂内便殿(同前)

月報』第三十卷第四号)に展延用材料合金の製造、工作図作成、臨時工場三棟(工芸部の西裏)の建設、津田信夫の谷中工場の臨時借用と大蔵省支配の模型に準拠した原型製作、各部の構造と製作、文様の下請発注と作業の進め方等にわたって詳しく記されている。

昭和六年には人員約三百人が議事堂と本校の工場との両方でその完成を急いだ。総監督の津田信夫は、毎日出勤して一切の責任の下に汲々たる有様であった。同年七月十日、本校の工場で本館帝室玄関と貴衆両院玄関の裝飾扉が関係者に公開され、翌日の各紙がこれを報じた。左記はその一つ、『萬朝報』の記事である。

#### 新議院を飾る素晴らしい大扉

今秋開院式だけを挙げ様といふ新議院の本館帝室玄関と貴、衆兩院玄関の裝飾扉は昨年六月から美術學校の津田信夫教授、鈴木清講師が擔任で製作中近く現場取付けの運びとなり十日午前十時から學校の工作場で關係者に公開した、この裝飾扉は鐵骨ブロンズで機構と美術的裝飾では我國で最初の大作、ブロンズ扉としては正に日本一の折紙がつくもの、高さ十四尺、欄間の飾まで入れると十八尺に及ぶ見事なもので形式はネオ・ルネッサンスに日本趣味を加味したもの、正面玄関にはこの扉が十枚立ち並び新議院に一偉觀を添へるであらう

なお、昭和十三年に大蔵省營繕管財局が編纂した『帝國議會議事堂建築報告書』には次のように紹介されている。

各玄関出入口扉、各所透金物に數多のブロンズ製品を使用せしが、施工當時ブロンズ扉は我國に確實なる製品なく、大建築には好んで輸入品を使用せる狀況なりしも、本建築に於ては、其の多數の製品を國産を以て製作せん爲、中央玄関、兩院玄関等の主要なる扉は特に東京美術學校に之が製作を依頼し、幸に其の熱心なる協力に依りて見事なる美術的扉を完成するを得たり。美術學校に於ては材質の均等を期する爲全使用見込量約八、〇〇〇貫を一度に合金して内約七、〇〇〇貫を實際に使用せり。

正面出入口のブロンズ製作は、『帝國議會議事堂建築の概要』(昭和十一年十一月、大蔵省營繕管財局編纂)によると、高さ十三尺(三米九四)幅三尺六寸(一米〇九)で、その両面に東西古今の文様の粹を蒐めた彫刻を鑄出したもので、營繕管財局の意匠設計、製作は本校に特に委嘱したものである。各所に本校製作の扉を使つてあるが、それらの色を全部揃える爲に、地金約八千貫(三〇、〇〇〇疋)を一度に合金した。この扉は鉄の骨組の上に精巧なブロンズの鑄物を組み合せて貼り付けたもので、一枚の目方は約三百貫(一一、二五疋)もあるが、扉の装置に工夫を凝してあるので、片手でも軽く開閉ができるという。

製作担当主任の津田信夫は、帝國議會議事堂竣工後、「議事堂は帝國のものであると同時に吾々のものである。入れ物ばかり立派で中味のない状態であるから、日本工藝美術會が主唱して會員が一人一點の寄贈をして工藝品を飾り中味を造る運動をしたい」と『汎工芸』(第十四卷第十一号、昭和十一年十二月)に談話を寄せている。

漆工部門は便殿の裝飾を中心とするものであったが、これについては報告書が現存せず、製作の詳細が不明である。六角紫水（製作主任）、松田権六（製作担当）、山崎寛太郎（同）、吉野富雄、沢口悟一らが担当し、磯矢陽らが試作のために雇われた。

昭和五年十一月十六日より議院本館第一回漆塗装工事が始まり、「大蔵省依嘱漆塗装工参考書類綴」（本学蔵）によると十二月十七日、製作に先立って正木校長は次のように指示した。

十二月十七日學校長ヨリ御話

漆工科割合ヲ分担スルコト

一、經理上ノコトニ付テハ嚴格ノ方法ヲ守リ手續ヲ省畧セサルコト

凡テ直營トスルコト 請負ニセサルコト

材料ノ買入等要求ノ條件ヲ嚴ニシ其等範圍ヲ極メテ購入スルコト

納入ノ際ハ必ス検査ヲ受ケシメ信用ノアル商人ヨリ公ニ購入スルコト

材料ノ受払ヲ嚴ニスルコト

材料ノ使用ニ付テハ嚴重ノ監督スルコト

凡テ經理ノコトニ付テ會計ヘ申込ムコト

世ノ疑惑ヲ招カス様嚴重ニスルコト

吉野、沢口兩先生ハ御相談ニ預ルコト

職務ノ時間外ニ働キテ貰フコト

職工ノ備入レニ情實的ニ走ラス適當ノ者ヲ備入レノコト

六角先生

凡テノ督括的ニ御指示シ經理上ノコトハ會計ニ任せ其他ノ先生ハ一般工事ノ監督ヲ充分勵行スルコト

經理ノ上技術ノ上世間ヨリ一点ノ批難ヲ受ケズ成績良好ニ竣功

セシムルコト

一、工事ノ予定ヲ定メ皆サンテ其功程表ヲ作り期間通り必ス竣功セシムルコト

一、漆ノ購入ニ付テハ検査スルトカ何等カ適當ノ方法ニヨリ協議スルコト

なお、前掲『帝國議會議事堂建築報告書』に塗装工事について次のように記されている。

就中特筆すべきは便殿及皇族室に使用せる漆塗竝に乾漆、蒔繪、及議場に施せる摺漆塗にして之等は全く劃期的のものと稱すべし。

元來之等は我國固有の塗裝工法なれ共、近來僅に小工藝品のみに其の使用を限られ、尙且外來の新技术に壓倒されて漸く忘れられ勝ちの状態なりき。然れ共之等の手法は其の美觀上又耐久上、甚だ優れたる點多きを以て、國産技術尊重の立場よりも之を近代的大建築物に採用せるものなり。而して漆塗及乾漆、蒔繪は特に東京美術學校に其の施行を依囑せり。美術學校に於ては國産技術復興の熱意に感激、非常なる努力を以て見事之を完成せしめたり。斯くして我國固有の美術工藝の最高技術の一を示すものを以

て便殿を裝飾するを得たるは誠に意義多きものと信ず。

同『報告書』に収録されている第一回（昭和五年十一月十六日より同六年九月三十日まで）と第二回（昭和六年五月十三日から同年十一月二十五日まで）の議院本館漆塗装工事仕様書抜粋によると、第一回では便殿の彫刻部の乾漆施工、出入口扉の框の溜蠟色艶消塗り、落子の時絵（下塗りまで）、皇族室の彫刻部の乾漆施工、第二回では便殿出入口扉落子の時絵及び螺鈿、カーテンボックス彫刻部の乾漆、前記以外木部見え掛り全部（四分一木共）の漆塗り、天井決懸部及び小壁四分一木の金粉仕上げ、柱其他全部の金粉磨き仕上げ、皇族室の乾漆部を除く木部見え掛り全部（四分一木共）の漆塗りを施した。ここまでの経費は七万千四百十円が計上され、第二回終了の昭和六年十一月二十五日までに完成された。同『報告書』には第三回漆塗装工事として昭和六年九月五日から十月二十九日までに便殿、皇族室、床周囲寄木の摺漆を行なった記録がある。昭和六年八月、『汎工芸』（第九卷第八号）は、「完成期にある帝國新議事堂の漆工」と題して、漆工の部分に従属している職人数だけでも優に一百余人のものが、美術学校の工場と建設中の議事堂の内部にあつて仕事をしており、柱板のカラトメンのみでも延長七千尺にあまり、全部四部幅で、これに用いる金粉だけでも一貫目を要し、漆は約百貫目ときく、と報じた。

鍔金と漆工だけでも二十二万円を計上する工事となった。

## ⑪ 文部省図画講習会

昭和五年十一月、文部省図画講習会が本校で開かれた（発会式は五日）。『東京美術学校校友会月報』第二十九卷第六号には次の報告書が掲載されている。

### 文部省講習會に對する所感

從來の講習會は漸く其定員數百二十名を上下するに過ぎざりしに、今回は出席者百八十名を超過するに至り、極めて盛況を呈したるは正木〔直彦〕校長多年の御經驗に因る内訓をよく墨守して其立案の衝に當りたる師範科主任平田〔松堂〕教授の方針最も其時機を得たると各講習者のよき理解ありしに由るなるべし。今從來の講習と異なる新方針を列記すれば次の如し。

一、時代の要求が其何れにあるかを洞察し、一に圖畫の實際化、二に地方的適應、三に内容の充實、四に面目一新と云ふ事に意を用ひたり。

一、從來は其期間約三分の二を講義に三分の一を實習に費したるも、今回は三分の二を實習に三分の一を講義時間として、講習員實際の要求に努む。

一、時代は漸く毛筆畫勃興の徴あるにより、此好機に於て毛筆畫（日本畫と云ふは狹義の解釋なるべし）を加ふ、此日本畫の實習も最近稀れる事なり。

一、版畫の一種としてエッチングを加へ實際の實習を示せり。

一、「圖案としての繪畫」及び「構成とは」の如き題下に、其講演も亦圖畫の實際化に結びつけ得べきものを選定せり。